

マイナンバーカードの暗証番号がコンビニ等で 初期化・再設定できます！

☎ 住民保険課 ☎27-0174

初期化・再設定できる暗証番号

- ・署名用電子証明書の暗証番号
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号

近くのコンビニ等で初期化・
再設定ができます！！



手続方法

1 スマートフォン専用アプリをダウンロードしてスマートフォンから事前予約をします。
※事前予約完了後は24時間以内に②を行ってください。

2 マイナンバーカードを持参しコンビニ等のマルチコピー機で初期化・再設定をします。
※手続可能な時間は6：30～23：00です。

アプリの
ダウンロードは
こちらから



iPhone



Android

詳細については
こちらを
ご覧ください



ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (9：30～20：00)

児童手当制度が変わります

☎ 子ども家庭課 ☎27-0176

今年10月から児童手当制度が改正されます。

●主な改正内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給回数が年3回から6回（各偶数月）に増加
- ・支給対象児童が高校生年代までに変更
- ・第3子以降の支給額が月額30,000円に増額
- ・第3子算定対象年齢が22歳年度末までに変更
※制度改正後の手当額が適用される初回支給は12月です。

●申請不要な方

- ・現在、児童手当・特例給付を受給しており、0歳～中学校修了前までの児童のみを養育している方。

●申請が必要な方

- ・所得超過などにより、児童手当・特例給付を受給していない方
- ・高校生年代以上の児童のみを養育している方
- ・新たに第3子の算定となる平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子がいる方（経済的負担をしている場合）。

9月下旬に申請書を送付いたしますので、該当がある場合は申請書を提出してください。
※公務員の方は、勤務先に申請してください。